

平成30年度答申第38号
平成30年10月2日

諮問番号 平成30年度諮問第29号（平成30年8月8日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 特定中国残留邦人等に対する一時金支給申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 関係法令の定め

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）は、①中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者、②中国の地域以外の地域において①に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を「中国残留邦人等」と定義している（2条1項）。
- (2) その上で、永住帰国した中国残留邦人等（明治44年4月2日以後に生まれた者であって、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。）であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの

(同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含む。)に係る昭和36年4月1日から初めて永住帰国した日の前日までの期間(20歳に達した日前の期間及び60歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの期間のうち、支援法13条1項に規定する永住帰国した中国残留邦人等が日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。)については、政令で定めるところにより、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)による被保険者期間(以下「旧被保険者期間」という。)又は国民年金法7条1項1号に規定する第1号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなす旨の特例を定めている(支援法13条1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)1条1項)。

そして、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号。以下「支援法施行規則」という。)13条の2において、上記の「厚生労働省令で定める者」は、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等(永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。)であって、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域においてその者の置かれていた事情に鑑み、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認めるものとする定めている。

- (3) また、国は、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した、明治44年4月2日以後に生まれた者であって、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有する60歳以上の中国残留邦人等であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの(同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含む。)を「特定中国残留邦人等」というと定義し、この特定中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定中国残留邦人等の旧被保険者期間及び昭和60年法律第34号附則8条2項に規定する厚生年金保険の被保険者期間並びに国民年金法による被保険者期

間に応じ、政令で定める額の一時金を支給することとしている（支援法13条1項、2項、3項）。

上記の「厚生労働省令で定める者」は、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等（永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。）であって、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域においてその者の置かれていた事情に鑑み、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認めるものとされている（支援法施行規則13条の2）。

- (4) 上記の一時金（以下、単に「一時金」という。）の支給を受けようとする者は、「氏名、性別、生年月日及び住所」、「初めて永住帰国した日」など所定の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならないものとされ（支援法施行規則13条の3第1項）、申請者が昭和22年1月1日以後に生まれた者であるときは、申請書に、申請者が上記(2)に規定する中国残留邦人等に該当することを明らかにすることができる書類を添えなければならない（同条2項6号）。

2 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和25年a月b日、中国A地において、日本国民として本邦に本籍を有する父故P（中国名 P'）及び母故Qの二女として出生した。

（除籍謄本（筆頭者：P））

- (2) 審査請求人は、昭和57年7月19日、母故Q、長兄R（昭和20年c月d日生）、次兄S（昭和22年e月f日生）及び妹T（昭和27年g月h日生）とともに永住帰国した。

なお、姉U（婚姻によりU'）（昭和15年i月j日生）は、昭和55年7月25日に永住帰国した。

（Qに係る引揚証明書）

（Uに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書）

（Rに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書）

（Sに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書）

（審査請求人に係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書）

（Tに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書）

- (3) 厚生労働大臣は、平成20年3月28日付けでU及びRの、同年6月27日付けでSの一時金支給を決定した。

(U'に係る支給決定通知書)

(Rに係る支給決定通知書)

(Sに係る支給決定通知書)

- (4) 審査請求人は、平成27年3月11日、厚生労働大臣（以下「処分庁」という。）に対し、一時金申請書を提出した（以下「本件申請」という。）。

(特定中国残留邦人等に対する一時金申請書（審査請求人作成）)

- (5) これに対し、処分庁は、平成28年5月18日付けで、却下通知書によって本件申請を却下し（以下「本件却下処分」という。）、通知書と併せて同日付けの書面で、審査請求人に対し、却下の理由を、「一時金の支給を受けるためには、昭和25年1月1日以後に出生した方については、ソ連参戦以後の引揚困難事由（留用、中国内戦、中国政府による帰国の不許可など）の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められなければなりません。あなたは、父：P様、母：Q様の二女として昭和25年a月b日に中国で出生し、両親に養育されていました。あなたの両親の残留状況は、強制的なもの（留用）であったとは認められず、よってあなたは、「昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情があるもの」とは認められませんので却下裁定となったものです。」と説明した。

(却下通知書)

(一時金の「却下通知書」における却下事由の内容（厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室作成、平成28年5月18日付け）)

- (6) 審査請求人は、平成28年7月5日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (7) 審査庁は、平成30年8月8日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

3 本件審査請求の要旨

「特定中国残留邦人等」と認められないことに対して不服です。父母兄弟と私も戦争の被害者ですが、中国残留邦人の証明書有るのになんで認めないですか。

終戦の際、私の親は強制留用されたと考えなければなりません。父の日本国籍を中国側が認めず、U姉5歳、R兄6か月で、昭和21年（には）S兄（が）母のお腹に（あり、）日本へ帰りたくても帰れない状態です。

昭和51年頃、中国側が父の日本への一時帰国を許可せず、母がひとりで一時帰国している間に、父は怒りをおさえきれず病死したと思います。

父は満州建国10周年慶祝歌を作曲して入選しましたが、戦争の責任者ではありません。

文化大革命では、父母、姉、兄とも監禁されたり、重い労働もさせられました。

一時金の支給申請は、私達にとっての尊厳です。日本政府と国民は帰国者に対してもっと温かくやさしく理解することがとても大事です。

父の教え子で弟子の方、実際は地下工作員だったが、父は中国語ができず、彼は日本語がとても上手だったので、父に共産党に関する洗脳をして、国民党は腐敗している、共産党は進歩してこれから明るい、他の音楽の先生が帰ってしまった中、父の出身地の台湾は中国と同じ、ということで、中国に残るよう父を説得した。父は中国語も共産党や国民党のこともわからない。なぜ共産党と国民党が戦っているのかもわからない。音楽家なので、そのときは待つしかできなかった。

父はもともと台湾人で、帰化して日本国籍となったため、中国政府の関係部門は父が日本国籍であることを認めませんでした。戦後の思想改造の際には、父に対し、日本人でも台湾人でもなく、中国人であると言えと強要しました。

私たち一家はみな戦争の被害者です。危険や困難が起きた時に、私たちの身体（健康）や暮らしを最優先に面倒を見てくれるのが当然ではないでしょうか。年代で線引きをして、私たちが本来受けるべき補助（待遇）を拒絶することが許されるのでしょうか。両親が混乱した当時の中国東北地区に自分の意思で留用を望むことなどあり得ると思いますか。完全なる中国当局による一方的な強制留用の結果なのです。（当時）もし政府に抵抗しようものなら、まさに「お先真っ暗」なのです。

昭和51年の父の日本への里帰りですら願いが叶わないものを、まして昭和20年の終戦前後の混乱の中で、私の両親が3人の子どもを抱えて日本に帰る条件と力が備わっていたはずがありません。この事実を（一時金審査の）担当者はまさか分からないのですか。

文化大革命期間中、兄さん、姉さんたちはみな反革命分子というレッテルを

貼られ、姉さんは4年間も拘束され、自由に行動することができませんでした。兄さんも自由な行動が一切制限され、頻繁に殴打されたり罵声を浴びせられたりしました。

私も夫も65歳の高齢者となりました。私たちはかつて中国で良い職についていました。私はB学校のピアノの教師、夫はC交響楽団の首席バズーン奏者でした。私たちがなぜ苦勞して手に入れた安定した職業を放棄してまでも日本へ帰国定住したかという、私たちの悲痛な心の内はもはや耐えかねていたからです。これ以上反日の過激な行動が高まると、とても身が持たないと思ったのです。

終戦時、長姉のUは5歳、長兄のRは6か月、日本人は非常に危険な立場におかれていました。帰国について、両親は赤十字に連絡するということがわかりませんでした。その時期の生活はとても貧しく、長姉の話では、当時はおかげが食べられず、白飯に醤油をかけて食べていたそうです。父の教え子は時々食べ物を持ってきてくれました。母は家財を売って生活を維持していたと話してくれました。ほとんどの日本人が続々と避難し、戦乱中の学校には教師はいませんでした。父は学生たちの説得で、強制的に学校に留用されました。

両親がもっとも予測しなかったのは、文化大革命で再び肉体的、精神的に迫害を受けたことです。父は体罰式の強制労働、母は日本スパイのレッテルを貼られ、ひどく殴られ、ひざまずかせられました。長姉は隔離審査を4年間受けました。長兄は反革命のレッテルを貼られ、何年も収監され、自殺未遂まで追い込まれました。小さい時から、私達は周りに「小日本鬼子」と呼ばれ、日中戦争で私達に招いた後遺症は、私達に人としてあるべき尊厳を失ったことです。

姉、兄は国の援助の対象になっているが、同じ家庭の中で少し遅れて生まれたという理由で、対象とならないということは不公平である。

第2 諮問に係る審査庁の判断

支援法施行規則は、「法第13条第1項に規定する厚生労働省令で定める者は、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等（永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。）であって、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域においてその者の置かれていた事情にかんがみ、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認めるものと

する。」と定めているところ、処分庁においては、昭和25年以降に出生した中国残留邦人等については、平成27年1月16日第3次改正により定めた「昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等による「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第13条第3項の一時金の支給申請に係る事務処理方針」（以下「本件事務処理方針」という。）によって、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であること。」と定めて個々の引揚困難事由を考慮した上で一時金の認定を行うこととしている。

したがって、昭和25年a月b日に中国において生まれ、昭和57年7月19日に永住帰国し、その日から引き続き1年以上本邦に住所を有する審査請求人は、昭和25年以降の出生者であることから、一時金の認定に当たっては、立証資料に基づき、当時のソビエト社会主義共和国連邦（以下「ソ連」という。）参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものとして認められることが必要であり、その判断に当たっては、審査請求人を養育していた両親の事情も考慮すべきである。

この点、審査請求人は、父が共産党地下工作員の弟子に洗脳された等の理由により残留を余儀なくされた旨主張するが、審査請求人が反論書等で新たに提出した資料も含め、本件の資料を精査したところ、審査請求人の両親がソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたことを立証するに足る証拠資料は見いだせない。

一方、本件の資料からは審査請求人の父が、中国社会において要職を歴任し、一定の社会的地位を占めるに至っていたことが確認でき、審査請求人の両親についてソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと評価することは困難である。そのため、その両親に養育された審査請求人についても、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと評価することは困難である。

審査請求人は、兄弟は一時金の支給を受けており、同じ家庭の中で少し遅れて生まれたという理由で対象とならないことは不公平である、と主張するが、昭和25年以降に出生し、個々の引揚困難事由を考慮した上で一時金の認定を行う必要のある審査請求人と、昭和24年12月31日以前に出生した審査請求人の兄弟では事情が異なるため、兄弟姉妹であっても認定結果に差異が生じることがある。

したがって、原処分は適正であって、これを維持することが妥当であるから、本件審査請求は棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手續は次のとおりである。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるV₁（以下「審理員V₁」という。）、同室総括審理専門官であるV₂及び同室企画調整専門官であるV₃（以下「審理員V₃」という。）を指名した。

イ 処分庁は、平成28年10月19日、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

ウ 審査請求人は、平成28年11月29日、審理員に対し、反論書及び関係資料を提出した。また、審査請求人は、平成29年2月24日、審査請求人作成の書面等の関係資料を追加で提出した。

エ 審理員V₃は、平成29年6月8日、審理関係人に対し、審理手續を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月22日である旨を通知した。

オ 審理員V₁は、平成29年9月21日、審査庁に対し、「審理員 V₁」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員V₃は、同日、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、本件申請から諮問書の提出までの各手續に要した期間は、以下のとおりである。

本件申請	: 平成27年3月11日
本件却下処分	: 平成28年5月18日付け
本件審査請求受付（審査庁）	: 同年7月5日
審理員指名	: 同年8月24日（審査庁受付から7週間）
反論書受付（審理員）	: 同年11月29日
反論書の追加受付（審理員）	: 平成29年2月24日
審理員意見書提出	: 同年9月21日（反論書の追加受付から29週間）
諮問書提出	: 平成30年8月8日（審理員意見書受付から45週間）

(2) 本件審査請求申立てから本件諮問に至るまでの一連の手續は、上記(1)記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 V₁」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意

見書は、審理員V₂及び審理員V₃との合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

また、上記(1)記載のとおり、審査庁が本件審査請求を受け付けてから審理員を指名するまでに7週間、審理員が反論書の追加を受け付けてから審理員意見書を審査庁に提出するまでに29週間、また、審査庁が審理員意見書を受け取ってから当審査会に諮問するまでに45週間で費やしている。これらの各期間については短縮化に向けて改善を図るべき必要があるものと考えられる。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 違法性又は不当性の有無について

- (1) 支援法は、その目的を「今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を行うこと」と定め、①ソ連の対日参戦日である「昭和20年8月9日」以後の中国の地域における混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者、②中国の地域以外の地域において①の者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を、「中国残留邦人等」と定義し、それらの者らの保護を規定していることからすると、上記の「今次の大戦に起因して生じた混乱等」とは、主として、ソ連参戦に起因して生じた混乱を指すものであると解するのが相当であり、支援法2条1項1号にいう「中国残留邦人等」とは、ソ連が参戦したことによる直接の影響として生じた混乱の下において、本邦に引き揚げることなく引き続き居住することを余儀なくされた者に限らず、国民政府軍又は中国共産党軍による留用による影響、中国の内戦による影響、集団引揚げ以外の個別引揚げが中国政府による帰国の不許可などにより

困難であったことによる影響などのソ連参戦以後の引揚困難事由に起因して、本邦に引き揚げることなく引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされた者も含むと解するのが相当である。

そして、支援法13条各項は、永住帰国して本邦内に住所を有する「中国残留邦人等」のうち、「特定中国残留邦人等」に限って国民年金の特例等の適用を受けるという特別の保護を与えることとし、その要件として、①明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた者と、②同日後に生まれた者とを区分し、①に当たる者については、同日以前には中国の地域に居住していた者の大部分が引き揚げるに至っており、同日以前に生まれたが引き揚げるに至らなかった者については、それがソ連が参戦したことにより生じた混乱によること又はソ連参戦以後の引揚困難事由の影響によることが強く推定されることから、一律に特別の保護を与えることとし、②に当たる者については、その者が置かれていた具体的な事情によっては、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響の下において、本邦へ引き揚げることには困難があつて引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされたという場合があることから、厚生労働大臣が、個々の事案に応じて、同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあると認める場合には保護を与えるものとしたものと解される。

この点、処分庁は、上記の事情にあると認められるか否かを判断するに当たっては、本件事務処理方針を定め、①支援法施行規則13条の3に定める申請書類が提出されていること、②申請日において60歳以上であること、③永住帰国者証明書等を交付されていることの各要件を満たすほか、④a昭和24年12月31日までに出生した者であること、又は④b昭和25年以降に出生した者であつて、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であることのいずれかを満たすことを要件として判断するとして、実質的に、一律に認める範囲を昭和24年12月31日までに出生した者にまで拡大して運用することとする一方、ソ連参戦から4年以上経過した昭和25年以降に出生した者については、個々の事案に応じて具体的に、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響の下において本邦へ引き揚げることには困難があつて引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされたかどうかを判断する運用がされている。

昭和25年以降に出生した者についてのこのような運用は支援法及び支援法施行規則の趣旨に沿ったものというべきであるから、昭和25年a月b

日に出生した審査請求人については、一時金の申請時に添付された資料等に基づいて、同人の置かれた事情を具体的に検討した上で、同人がソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められるか否かを実質的に判断する必要がある。

(2) そこで、この点について検討する。

ア 審査請求人は、「終戦の際、父の日本国籍を中国側が認めず、U姉5歳、R兄6か月で、昭和21年（には）S兄（が）母のお腹に（あり、）日本へ帰りたくても帰れない状態で」あった旨、また「ほとんどの日本人が続々と避難し、戦乱中の学校には教師はいませんでした。父は学生たちの説得で、強制的に学校に留用されました。」旨を主張する。

しかし、本件に現れた資料を検討しても、審査請求人の父である故Pが、自らの自由な意思に反し、中国政府によって留用され残留を余儀なくされた結果、中国に残留したことを示す資料は見いだすことは困難である。

イ かえって、処分庁が本件申請に係る審査に当たって作成した「昭和25年以降に出生した者であって、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であること」の調査書によれば、故Pは、昭和20年8月9日より前の経歴及び同日以降の経歴は、それぞれ次のようなものであり、終戦後の昭和21年にはD大学教授に、昭和24年にはA地のE学校音楽学部副教授に、さらに、審査請求人誕生後の昭和28年にはF学校作曲科副教授に就任するなど、ソ連参戦の日以降も一貫して中国において社会的に認められた地位にあり、その後も昭和40年に退職するまで、中国社会において一貫して安定した職を得ていることが認められる。

なお、故Pは、昭和51年9月7日、中国G地で死亡した。

(昭和20年8月9日より前)

大正15年 H学校卒業、小学校の教師に就任

昭和4年 I学校に留学

昭和8年 J学校の音楽教師に就任

昭和10年 K学校の助教授に就任

昭和13年 L学校の副教授に就任

昭和16年 満州建国10周年慶祝歌に応募し優勝

昭和17年 M学校で作曲専攻
昭和18年 故Qと入夫婚姻、入籍
昭和19年 N大学の教官に就任
(昭和20年8月9日以後)
昭和21年 D大学音楽科教授に就任
昭和23年 O大学(後にO'大学に改名)音楽科副主任に就任
昭和24年 A地のE学校音楽学部副教授に就任
昭和28年 F学校作曲科副教授に就任
昭和33年 W学校音楽科副教授に就任
昭和35年 G地政治協商会議委員に就任
昭和40年 退職

ウ また、U作成に係る平成28年11月7日付けの「証言」と題する資料には、同人が母から聞いた話として、ソ連軍の占領前に日本人の学校の先生は家族をつれて日本国に戻ったが、同様に帰ろうとした審査請求人の両親は、音楽科の学生たちに「P'先生は台湾人です。日本人にずっといじめられたでしょう。日本に帰らないで私達に音楽理論、作曲技能等続けて教えてください。」と言われ、最後は父は「台湾人」として、生徒さん達の強い要望を考えて自分達の意志で中国に残留した結果になった旨の記載があり、また、Y氏(当時の学生)作成の「P'先生を偲ぶ」と題する書面などによれば、故Pは、学生を大事にし、熱心な指導とその人柄により、学生から尊敬を得ていたことが認められる。

審査請求人自身についてみると、その後、成長してB学校のピアノ教師となり、また、その夫もC交響楽団の首席バズーン奏者という職にあったが、同人ら夫婦がこれらの安定した地位を捨てて日本に帰国定住したのは、文化大革命の際に紅衛兵によって、夫が体罰を受けたり、両親が肉体的、精神的に迫害を受けるなど日本人に対する迫害が強まったことが主な要因となった旨の申述をしている。

エ これらのことからすれば、故Pが、中国政府によって留用され残留を余儀なくされるなど自らの自由な意思に反して中国に残留せざるを得なくなった事実を認めるに足る資料もない本件においては、審査請求人を含む故P一家がソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により引き続き残留を余儀なくされたものと認めることは困難である。

オ また、審査請求人は、姉、兄は国の援助の対象になっているのに、同じ

家庭の中で少し遅れて生まれたという理由で、審査請求人が対象とならないということは不公平であると主張する。

しかし、支援法は、昭和21年12月31日までの間に生まれた者については、同日までの間には中国の地域に居住していた者の大部分が引き揚げるに至っていることから、同日以前に生まれながら引き揚げるに至らなかった者については、その原因がソ連が参戦したことにより生じた混乱又はソ連参戦以後の引揚困難事由の影響によるものであることが強く推定されることに鑑みて一律に特別の保護を与えることとしているのである。これに対し、昭和25年以降に出生した者については、当然にソ連参戦以後の引揚困難事由の影響の存在を一律に肯定することは相当でないものとして、支援法13条及び支援法施行規則13条の2の規定に基づき、処分庁において本件事務処理方針を定め、個々の具体的な事情に基づいて判断することとしているのであって、その結果、こうした個々の具体的な事情に基づかずに一律に判断される出生時期の異なる兄弟姉妹と異なる結果となることもやむを得ないというべきである。

カ 以上によれば、本件却下処分が違法又は不当であるとは認められない。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ